

令和元事業年度

事業報告書



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	2
2. 法人の目的、業務内容	4
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標	7
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
6. 中期計画及び年度計画	10
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	17
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	22
9. 業績の適正な評価の前提情報	23
10. 業務の成果と使用した資源との対比	30
11. 予算と決算との対比	39
12. 財務情報	40
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	43
14. 内部統制の運用に関する情報	45
15. 法人の基本情報	46
16. 参考情報	52

（注） 本事業報告書における計数は、単位未満四捨五入のため、合計額と一致しないことがあります。

1. 法人の長によるメッセージ

～ 安全で安心な、環境にやさしい

交通ネットワークの確立を目指しています。 ～

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency (JRTT)。以下「機構」という。）は、旧日本鉄道建設公団と旧運輸施設整備事業団が統合し、平成 15 年 10 月 1 日に設立されました。

移動時間を大幅に短縮し、地域経済の活性化を促す「新幹線」。機構は、国の指示を受けて、新幹線路線ルートの選定から、環境影響評価、設計、用地取得、施工監理に至るまで、関係官庁・地方自治体、鉄道事業者等と綿密な調整を行いながら、新幹線建設を一元的に行っています。

都市を支え、都市の魅力をつくる「都市鉄道」。機構は、十分に技術者を確保できない第三セクター等の鉄道事業者を支える形で、都市鉄道の建設を担ってきました。

人と物資を安全に運び、生活と産業を支える「貨物船」。建造計画段階からの技術支援を行う船舶共有建造制度により、多様な政策課題に的確に対応する船舶の建造に努めています。

令和元年 11 月末に、神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線）の完成・開業を成し遂げました。この路線は、既存ストックの有効活用を目指した都市鉄道等利便増進法「速達性向上事業」の適用第 1 号事業です。都市部の道路・水道管等の重要構造物直下で、機構が考案したトンネル施工技術である「SENS」を適用したトンネル工事を行いました。相鉄と JR を乗り換えることなく都心に直結するシームレス化等を実現した路線であり、都市部の土木工事発展に大きく寄与するものであることが評価され、（公社）土木学会より、土木学会技術賞（Ⅱグループ）を受賞しました。

また、船舶共有建造業務では、労働力不足、船内の労働負担の軽減、インバウンド需要の高まり等の時代の要請やニーズに即した社会問題解決型の共有船を増やすため、必要な見直しを近年継続的に行ってきました。令和元事業年度は、「労働環境改善船」等の船員雇用対策に資する船舶 15 隻や「国内クルーズ船」の第 1 号案件を具体化する等、国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を推進しています。

そして、資金調達では、アジア初の C B I プログラム認証付きの「サステナビリティファイナンス」を活用した資金調達を実施し、SDGs への貢献に通じる機構のサステナブルな事業に対して多くの投資家の賛同を得ることができました。令和元年 5 月に発行したサステナビリティボンドは、財投機関債の購入層や日本の ESG 債市場の拡大に貢献したとして、キャピタル・アイが選出する「BEST DEALS OF 2019（財投機関債等部門）」を受賞しました。

新幹線をはじめとする鉄道や内航海運は、1年365日、多くの関係者の努力により休むことなく運行（運航）していますが、この運行（運航）は、鉄道事業者、内航事業者はもちろん、各種メーカー、整備・保守会社など多くの関係者により支えられています。そして、機構も、インフラや施設の整備を支える立場で、この一翼を担っています。

機構は、これらの業務について、高い倫理観を持って、法令や社会のルールを遵守して遂行してまいります。また、社会の変化に対応して、新しい取組みに積極的に挑戦してまいります。

本事業報告書が、機構の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長 北村 隆志

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的としています。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第3条)

(2) 業務内容

機構は、機構法及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。)に基づき主に以下の業務を行っています。

(1) 鉄道建設等業務

- ・新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等を行うこと。
(機構法第13条第1項第1号～第6号及び同条第4項)
- ・海外高速鉄道調査等業務を行うこと。
(機構法第13条第3項)

(2) 鉄道助成業務等

- ・鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付を行うこと。
(機構法第13条第2項)
- ・中央新幹線建設に要する費用に充てる資金の一部の貸し付けを行うこと。
(機構法附則第11条第1項第4号)

(3) 船舶共有建造等業務

- ・船舶の共有建造等を行うこと。
(機構法第13条第1項第7号及び第8号)

(4) 地域公共交通出資業務等

- ・持続的な地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等を行うこと。
(機構法第13条第1項第9号)
- ・内航海運組合総連合会に対する必要な資金の一部の貸し付けを行うこと。
(機構法附則第11条第1項第3号)

(5) 特例業務(国鉄清算業務)

- ・旧国鉄職員等の年金等の給付に要する費用の支払等を行うこと。
(債務等処理法第13条第1項及び第2項)
- ・JR北海道、JR四国及びJR貨物等に対する無利子貸付・助成金交付等を行うこと。
(債務等処理法附則第4条第1項及び第5条第1項)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っております。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標管理法人として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針及び「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等におけるインフラシステム輸出の拡大に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しております。

機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 2 条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することです。令和元年度の国土交通省の政策体系は 13 の政策目標と 44 の施策目標から構成されています。当該政策体系の下で、機構の業務は主に以下の政策体系図のような位置付けとなっています。

【政策体系図】



また、国土交通省の政策目標及び施策目標に係る機構の業務の対応関係は以下の通りです。

国土交通省の政策体系	機構の業務
政策目標 3 地球環境の保全	
施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	船舶共有建造等業務 ・ 物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶等の船舶共有建造業務を実施 ・ 良質な船舶建造のための技術支援の実施
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・飛行機テロ防止を推進	鉄道建設等業務 鉄道助成業務等 ・ 交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等への適正かつ効率的な補助の実施
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保強化	
施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	船舶共有建造等業務 ・ 物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶等の船舶共有建造業務を実施 ・ 良質な船舶建造のための技術支援の実施
施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する	鉄道建設等業務 ・ 整備新幹線整備事業の着実な進捗 鉄道助成業務等 ・ 交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等への適正かつ効率的な補助の実施
政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる	鉄道建設等業務 ・ 都市鉄道利便増進事業の着実な進捗 鉄道助成業務等 ・ 交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等への適正かつ効率的な補助の実施 地域公共交通出資業務等 ・ 地域公共交通の活性化等に資する認定軌道運

		送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等
施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化させる		地域公共交通出資業務等 ・地域公共交通の活性化等に資する認定軌道運 送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等
政策目標 11 I C T の利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標 41 技術研究開発を推進する		鉄道助成業務等 ・交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化 に資するため、整備新幹線、都市鉄道等への適 正かつ効率的な補助の実施
政策目標 12 国際協力、連携等の推進		
施策目標 43 国際協力、連携等を推進する		鉄道建設等業務 ・我が国鉄道技術の海外展開に向けた海外の高 速鉄道に関する調査等の実施

4. 中期目標

(1) 概要

我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要です。機構の第4期中期目標（平成30年4月～平成35年（令和5年）3月）は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である「一定の事業等のまとまり」ごとに、主務大臣により目標が指示されています。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中期目標における「一定の事業等のまとまり」を、(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務(国鉄清算業務)の5つに区分しております。

これらの区分は機構法及び債務等処理法に基づく勘定区分と一致しており、セグメント情報として財務諸表に開示しております。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成15年国土交通省令第102号。以下「省令」という。)の規定に基づく経理単位区分は、追加的セグメント情報として財務諸表に開示しております。

一定の事業等のまとまり	主な業務内容	勘定区分	経理単位区分
(1) 鉄道建設等業務	①工事完成予定時期を踏まえた事業の着実な進捗 ②鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 ③鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み ④我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み ⑤鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	建設勘定	・整備新幹線事業 ・民鉄線等事業 ・その他事業
(2) 鉄道助成業務等	①鉄道助成 ②中央新幹線建設資金貸付等業務	助成勘定	・鉄道助成業務 ・中央新幹線建設資金貸付等業務 ・債務償還業務 ・勘定共通
(3) 船舶共有建造等業務	①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 ②船舶建造等における技術支援 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善	海事勘定	(区分なし)
(4) 地域公共交通出資業務等	①地域公共交通出資及び貸付け ②内航海運活性化融資	地域公共交通等勘定	・地域公共交通出資等業務 ・内航海運活性化融資業務
(5) 特例業務 (国鉄清算業務)	①年金費用等の支払及び資産処分 の円滑な実施等 ②旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等	特例業務勘定	(区分なし)

[詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。](#)

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

機構は、法律に規定された機構の目的を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成することができるように、基本理念及び行動指針を策定しています。

(1) 基本理念

「明日を担う交通ネットワークづくりに貢献します。」

- ・ 安全で安心な、環境にやさしい交通ネットワークづくりに貢献します。
- ・ 交通ネットワークづくりを通じ、人々の生活の向上と経済社会の発展に寄与します。
- ・ 交通ネットワークづくりに当たっては、確かな技術力、豊富な経験、高度な専門知識を最大限に発揮します。

(2) 行動指針

1. 社会の変化に対応して、新しい取組みに積極的に挑戦します。
2. 高い倫理観を持って、法令や社会のルールを遵守し、責任ある行動をとります。
3. 業務の透明性、効率性を高めて、厚い信頼を確立します。
4. 一人一人が果たすべき役割を自覚して、力を結集し、チーム力を高めます。
5. 働きがいのある職場での研鑽を通じて、自らも成長します。

シンボルマーク



このシンボルマークは、機構の主な業務をあらわし、力を合わせて伸びていく機構の未来を表現しています。色彩は、グリーンが陸、ブルーが海を、また、地球環境への配慮を表現しています。
※このシンボルマークは、機構の登録商標です（登録第 4857757 号）。

6. 中期計画及び年度計画

機構は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。第4期中期計画（平成30年4月～平成35年（令和5年）3月）に掲げる項目及びその主な内容と平成31年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第4期中期計画及び平成31年度計画をご覧ください。

第4期中期計画	平成31年度計画
1・2 省略	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 鉄道建設等業務	
①整備新幹線整備事業 建設中の新幹線の各路線について、工事完成予定時期を踏まえ、事業を着実に推進するため、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、今中期計画期間中においては以下のとおり各路線の目標達成を目指す。 a. 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間） 工事実施計画に基づく平成47年度末までの完成・開業予定に対し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）による平成42年度末の完成・開業に向けて、概ね平成34年度末までにトンネル及び高架橋等の発注を完了し、土木工事の進捗を図る。 b. 北陸新幹線（金沢・敦賀間） 当初の工事実施計画に基づく平成37年度末までの完成・開業予定に対し、政府・与党申合せによる平成34年度末の完成・開業。 c. 九州新幹線（武雄温泉・長崎間） 九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る六者合意（平成28年3月29日）に基づき、平成34年度に対面乗換方式により開業。 ②都市鉄道利便増進事業等 (a) 都市鉄道利便増進事業 工事完成予定時期を踏まえ、事業を着実に推進するため、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、今中期計	①整備新幹線整備事業 建設中の新幹線の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行い、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。 a. 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間） ・トンネル工事の発注を完了し、トンネル工事を実施する。 ・明かり区間の詳細設計等を実施する。 b. 北陸新幹線（金沢・敦賀間） ・土木工事を実施し、軌道敷設工事に着手する。 ・電気建物の建築工事を実施し、電気工事に着手する。 c. 九州新幹線（武雄温泉・長崎間） ・主たる区間で土木本体工事を終え、軌道敷設工事を実施する。 ・電気建物の建築工事を実施する。 ・電気工事の発注を完了し、電気工事を実施する。 ②都市鉄道利便増進事業等 都市鉄道利便増進事業 建設中の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行い、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。

第4期中期計画	平成31年度計画
画期間中においては、以下のとおり各路線の目標達成を目指す。 a. 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線） 平成31年度下期の開業 b. 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線） 平成34年度下期の開業 (b) 民鉄線事業 安全かつ着実な事業の推進のため関係者との連携を図りながら、以下のとおり目標達成を目指す。 ・小田急小田原線 平成30年度の事業完了 ③鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 機構が有する総合的技術力、中立性を活かして社会に貢献する観点から、受託工事について、協定に基づいた工事完成予定時期及び事業費の管理を徹底し、着実に推進する。受託調査については、国土交通省の関連施策との連携を図りつつ、地方公共団体や鉄道事業者等からの要請を踏まえ、鉄道計画に関する調査の支援を実施する。 「鉄道ホームドクター制度」を用いて、鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について、適切かつ極力きめ細やかに助言する。鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等地域における交通計画の策定等に資する支援を実施する。 さらに、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化について、情報収集を行うとともに、機構の支援のあり方を検討する。 ④鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み 良質な鉄道を建設するために、必要に応じて技術基準類の整備と工事の検査を充実させる対策を進め、品質管理・施工監理について徹底を図るとともに、鉄道建設業	a. 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線） ・開業監査等を進め、平成31年度下期に開業する。 b. 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線） ・新横浜駅の躯体構築は本体部分を完了する。また新綱島駅の躯体構築は立坑部及び非開削部を除き完了する。 ・建築工事及び機械工事に着手する。 ③鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援 受託工事線について、協定に基づいた工期内で完成できるよう着実な進捗を図る。 中央新幹線については、関係者との連携・調整を図りながら、非常口工事及びトンネル工事を着実に推進する。 また、国、地方公共団体、鉄道事業者等からの要請に対応し、鉄道整備の計画に関する調査を実施する。 鉄道事業者、地方公共団体との情報交換等の機会を捉え、鉄道施設の保全・改修、交通計画策定等に関するニーズを把握し、関係諸機関との連携強化を図りつつ、鉄道ホームドクター制度を用いて、地域鉄道事業者等の要請に応じ、鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について適切かつ極力きめ細やかに助言するほか、鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等、地域における交通計画の検討、分析、評価等に資する機構の支援システム（GRAPE）を活用した支援を実施する。 さらに、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化について、情報収集を行うとともに、機構の支援のあり方を検討する。 ④鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み 良質な鉄道を建設するために、品質管理・施工監理等に係る技術基準類の継続的整備を行う。特に、「構造計画の手引き」の改定及び「PS検層調査マニュアル」の制

第4期中期計画	平成31年度計画
務の遂行に必要な技術力の向上及び承継のために、講習や資格取得の支援等を通じて、持続的な業務の質の向上に努める。 また、これまでに蓄積してきた施工経験を基に、各業務分野において事業を推進する過程で必要となる調査、設計、施工技術の開発、改良に係る技術開発を推進し、その成果を鉄道建設業務に活用するとともに、建設技術に係る各種学会等へ積極的に参加し、その発表会等を通じて公表していく。 さらに、鉄道建設特有の技術を部外へ適切に理解してもらうための取組みを実施する。	定を終え、講習会等を通じ関係者に周知、徹底する。 鉄道建設工事の進捗を踏まえ、技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまで一貫して推進するため、土木、軌道、機械、建築、電気の業務分野ごとに設置している分科会において、各路線に係るニーズに基づき計画的に技術開発を推進する。また、技術開発成果の活用状況について、フォローアップを進める。 さらに、建設技術に係る各種学会等への積極的な参画に加え、技術開発を推進し、その成果をこれらの学会等並びに本社における技術研究会及び支社局における業務研究発表会を通じて公表する。 加えて、鉄道建設特有の技術について、部外へ適切に理解してもらうため、現場見学会等の実施に取り組む。
(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み	
新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行う。 また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、海外への専門家派遣、各国の要人や研修員受入れ等の人的支援を行う。	国土交通省等の関係者との連携を図りつつ、鉄道分野における海外社会資本事業への我が国事業者の参入が図られるよう、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行う。 インド高速鉄道計画については、設計業務について、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を行うとともに、工事管理に関する業務の発注があった際には、当該業務の受注を目指す。加えて、他国の高速鉄道に関する調査・設計・工事管理等の業務についても、受注を目指す。 また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに対し協力し、海外への専門家派遣や各国の研修員等の受入れ、鉄道分野における国際規格への取組み、海外の鉄道建設関係の機関等との技術交流等を行う。
(3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	
(4) 鉄道助成業務等	
①鉄道助成 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に執行できるよう適正かつ効率的に処理	①鉄道助成 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に執行できるよう適正かつ効率的に処理

第4期中期計画	平成31年度計画
する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」からの改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修を実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。 また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、鉄道助成ガイドブックの配布等による情報提供や周知活動を積極的に推進する。 さらに、既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。 ②中央新幹線建設資金貸付等業務 貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を毎年度把握するとともに、これにより、債権の確実な保全及び約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。	する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」に助成業務の実施状況等を報告し、得られた改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修等を必要に応じて一部見直し実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。 また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、最新の助成事例を盛り込んだ鉄道助成ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページでの公表を行うとともに、助成対象事業の適正な執行のために、執行に係る基本的な考え方を助成対象事業者に対して改めて周知する。 さらに、既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について、約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。 ②中央新幹線建設資金貸付等業務 貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を把握するとともに、債権の保全及び約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。
(5) 船舶共有建造等業務	
①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 船舶共有建造業務として、物流の効率化、離島航路整備や観光立国推進、環境対策等の国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進する。 具体的には、国内海運政策の実現に寄与するものとして、物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶、船員雇用対策に資する船舶、事業基盤強化に資する船舶、グリーン化に資する船舶等を掲げ、これらのうち、より高い政策効果を実現する船舶の延べ建造隻数を今中期計画期間中において140隻以上とするが、建造量は社会経済状況に応じて大きく変化することに十分留意する。 また、海運事業者や荷主に対し、より高い政策効果を実現する船舶について、効果、利点を分かりやすく適切に周知する。	①船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進 船舶共有建造業務として、国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進するため、機構が開催する各種セミナー等を実施し、より高い政策効果を実現する船舶の効果、利点を分かりやすく適切に周知する。 これらを通じて、次に掲げる船舶の延べ建造隻数が24隻以上となるよう取り組む。 ○物流効率化に資する船舶 ○地域振興に資する船舶 ○船員雇用対策に資する船舶 ○事業基盤強化に資する船舶 ○グリーン化に資する船舶

第4期中期計画	平成31年度計画
②船舶建造等における技術支援 計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、SOX等環境規制に対応するための技術支援や先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船などの高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。 このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウハウの体系的な蓄積と承継を図る。 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善 未収金の発生防止、債権管理、回収の強化、一定の事業量の確保、適正な事業金利の設定及び政策課題の実行等に留意して機構が策定する繰越欠損金削減計画により今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。	②船舶建造等における技術支援 計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、SOX等環境規制に対応するための技術支援やLNG燃料船を含む先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船などの高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。 このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウハウの体系的な蓄積と承継を図る。 ③船舶共有建造業務における財務内容の改善 平成29年度に策定した「繰越欠損金削減計画」に基づき、今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。
(6) 地域公共交通出資業務等	
①地域公共交通出資及び貸付け 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、次の手順に従って、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。 国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、当該リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行う。 また、出資及び貸付けを行った事業の進捗状況を適切に把握・評価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。 これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、出資及び貸付資金の毀損ゼロを目指す。 ②内航海運活性化融資 国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。	①地域公共交通出資及び貸付け 出資の申込みがあった際には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの業務を行う。 地域公共交通出資等業務に関する第三者委員会を活用し、モニタリング手法の体系化を図る。 ②内航海運活性化融資 国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。
(7) 特例業務（国鉄清算業務）	

第4期中期計画	平成31年度計画
①年金費用等の支払及び資産処分の方滑な実施等 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等の各年度における必要負担額について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。 やむを得ず処分できていない残存土地については適切かつ早期の処分を図り、今中期計画期間中に完了させる。 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。	①年金費用等の支払及び資産処分の方滑な実施等 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。
②旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付等を適切に実施する。 なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施する。	②旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、以下の支援措置を適切に実施する。 ・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付 ・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払 なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施する。
4. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 業務改善の取組み	
①組織の見直し ②調達等合理化の取組み ③人件費管理の適正化 ④一般管理費の効率化 ⑤事業費の効率化 ⑥資産の有効活用	①組織の見直し ②調達等合理化の取組み ③人件費管理の適正化 ④一般管理費の効率化 ⑤事業費の効率化 ⑥資産の有効活用

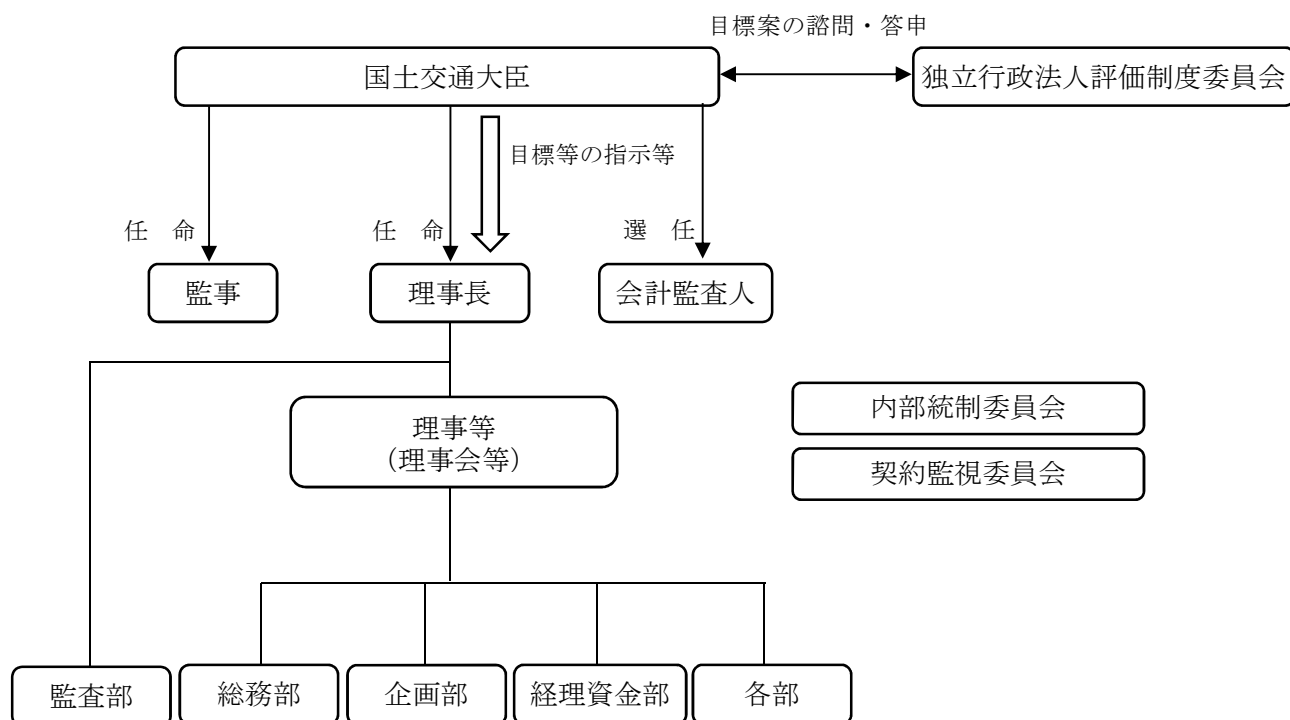
第4期中期計画	平成31年度計画
(2) 電子化の推進	
5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 予算、収支計画及び資金計画	
(2) 財務運営の適正化	
6. 短期借入金の限度額	4. 短期借入金の限度額
7. 不要財産の処分に関する計画	5. 不要財産の処分に関する計画
8. 重要な財産の譲渡・担保に関する計画	
9. 剰余金の使途	6. 剰余金の使途
10. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項
(1) 施設及び設備に関する計画	
(2) 人事に関する計画	
(3) 機構法第18条第1項の規定により繰り越した積立金（同条第5項の規定により第1項の規定を準用する場合を含む。）の使途	
(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項	
①内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。理事長のリーダーシップのもと、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。 また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、その再発防止対策について、これまでの取組みを踏まえた上で、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き着実に取り組む。 ②広報・情報公開の推進 ③情報セキュリティ対策の推進 ④環境への配慮	①内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。理事長のリーダーシップのもと、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。 また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、その再発防止対策について、これまでの取組みを踏まえた上で、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き着実に取り組む。 ②広報・情報公開の推進 ③情報セキュリティ対策の推進 ④環境への配慮

(注) ピンク色は一定の事業のまとまりを表しています。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

機構のガバナンス体制は下表のとおりです。なお、機構では、平成 27 年に「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法等の関係法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する事項を業務方法書に追加し、当該体制を整備しております。



[内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

役職名	氏 名	任 期	担 当	略 歴
理事長 (常勤)	北村 隆志	(平成27年10月1日) 自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日		昭和51年4月運輸省入省 平成24年9月海上保安庁長官 平成25年8月内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)(命)内閣官房国土強靱化推進室次長 平成26年10月大阪国際空港ターミナル(株)特別顧問
副理事長 (常勤)	小島 滋	(平成29年4月1日) 自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日		昭和54年4月日本鉄道建設公団入社 平成27年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東京支社長 平成28年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部工務統括役
理事長代理 (常勤)	河村 俊信	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日		昭和62年4月運輸省入省 平成29年7月海上保安庁総務部参事官 令和元年7月国土交通省国土交通政策研究所長
理 事 (常勤)	小瀬 達之	(令和元年7月9日) 自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	総務・企画担当	昭和63年4月運輸省入省 平成29年7月経済産業省大臣官房審議官(商務・サービス担当) 平成30年7月国土交通省大臣官房政策評価審議官(大臣官房秘書室長併任)
理 事 (常勤)	西川 浩	(平成29年10月1日) 自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	経理・資金担当	昭和57年4月住友海上火災保険(株)入社 平成26年4月三井住友海上火災保険(株)理事 総務部長 平成29年4月三井住友海上火災保険(株)金融公務営業推進本部公務部開発顧問
理 事 (非常勤)	吉田 育代	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	鉄道助成・国鉄清算事業担当	昭和61年6月(財)日本経済研究所入社 平成25年4月(株)日本経済研究所執行役員調査本部長 平成27年4月(株)日本経済研究所執行役員調査本部上席研究主幹
理 事 (常勤)	木村 岩雄	(平成29年10月1日) 自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	企画管理担当	昭和56年4月東京海上火災保険(株)入社 平成24年6月東京海上日動火災保険(株)執行役員(横浜中央支店長委嘱) 平成26年4月東京海上日動火災保険(株)常務執行役員
理 事 (常勤)	重富 徹	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	建造支援担当	昭和61年4月運輸省入省 平成27年4月日本小型船舶検査機構業務部長 平成29年4月国土交通省海事局検査測度課長
理 事 (常勤)	高瀬 昭雄	(平成30年4月1日) 自 平成31年4月1日 至 令和3年3月31日	建設計画担当	昭和55年4月日本鉄道建設公団入社 平成28年4月鉄道・運輸機構審議役 平成29年4月鉄道・運輸機構工務・建設統括役
理 事 (常勤)	湯山 和利	(平成30年4月1日) 自 平成31年4月1日 至 令和3年3月31日	新幹線担当	昭和56年4月日本国有鉄道入社 平成28年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部計画部長 平成29年4月鉄道・運輸機構事業監理部長
監 事 (常勤)	竹下 正敏	自 平成30年8月1日 至 令和4事業年度の 財務諸表承認日		昭和57年4月住友商事(株)入社 平成28年4月住友商事(株)中部業務企画部長(兼 関西業務企画部長付) 平成28年10月住友商事(株)中部業務企画部長(兼 国内業務企画部長付)
監 事 (常勤)	高須 一弘	自 平成30年8月1日 至 令和4事業年度の 財務諸表承認日		昭和62年4月警察庁入庁 平成28年1月警察庁生活安全局生活安全企画課長 平成29年3月宮城県警察本部長
監 事 (常勤)	豊浦 浩二	自 平成30年8月1日 至 令和4事業年度の 財務諸表承認日		昭和61年4月(株)三和銀行入行 平成26年6月(株)三菱東京UFJ銀行本部審議役 平成27年6月(株)名村造船所経営業務本部副本部長(兼 本社長)

※任期欄の括弧書きは、再任者の最初の現役職就任日である。

② 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元事業年度末現在1,545人(前期比50人減少、3.1%減少)であり、平均年齢は43.8歳(前期末44.6歳)となっています。このうち、国等からの出向者は106人、民間からの出向者は1人、令和2年3月31日退職者は67人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

①令和元事業年度に完成した主要な施設等

新幹線鉄道施設（取得価額 8,198 百万円）：北海道新幹線、北陸新幹線

神奈川東部方面線鉄道施設（取得価額 93,307 百万円）

共有船舶（取得価額 22,754 百万円）：19 隻

②令和元事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

新幹線鉄道施設：北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線

神奈川東部方面線鉄道施設

共有船舶：24 隻

③令和元事業年度に処分した主要な施設等

貸付線の除却：京葉線、津軽海峡線、北海道新幹線、東北新幹線（盛岡以北）、

北陸新幹線、九州新幹線

鉄道施設の更新等に伴う除却。

（取得価額 3,385 百万円、減価償却累計額 2,403 百万円、資本剰余金 9 百万円、減価償却

相当累計額 6 百万円、除却費 979 百万円）

共有船舶の売却：19 隻

共有期間満了及び早期償還に伴う機構持分の譲渡等。

（取得価額 13,103 百万円、減価償却累計額 10,977 百万円、売却額 2,126 百万円）

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	115,170	—	—	115,170
資本金合計	115,170	—	—	115,170

令和元事業年度末の資本金（政府出資金）は、115,170 百万円であり、その内訳は建設勘定 51,508 百万円、海事勘定 63,567 百万円及び助成勘定 95 百万円です。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和元事業年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、地域公共交通等勘定及び助成勘定において、日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業に必要な一部資金の貸付けに関する業務に係る費用及び自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等に充当するために、前中期目標期間繰越積立金（29 百万円）を取り崩しています。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和元事業年度の法人単位の収入決算額は730,278百万円であり、国や地方公共団体からの財政措置の他にもさまざまな収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金	258	0.0%
国庫補助金等	116,078	15.9%
地方公共団体建設費負担金等	63,649	8.7%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 債券等	191,834	26.3%
業務収入	344,939	47.2%
その他収入	13,520	1.9%
合計	730,278	100%

②自己収入に関する説明

機構における自己収入として、業務収入、受託収入などがあります。

収入全体の約5割を占める業務収入の主な内訳には、各鉄道事業者から収受する鉄道施設貸付収入117,195百万円、鉄道施設譲渡収入80,947百万円、既設新幹線譲渡収入72,431百万円のほか、海運事業者から収受する船舶使用料収入25,249百万円などがあります。

事業ごとの財源の状況につきましては、「9.業績の適正な評価の前提情報」もご覧ください。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

機構は、機構法に規定された目的を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成することができるよう、基本理念及び行動指針を策定するとともに、業務運営に当たっての環境配慮の方針等を「環境基本方針」として策定しています。

また、「環境基本方針」の下、機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の低減を推進することを目的とした環境配慮に関する具体的な取組み内容を「環境行動計画」として定め、現在、「第４期環境行動計画」（平成３０年度から令和４年度までの５年間）に基づいた環境配慮に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事業においては地球温暖化対策、建設廃棄物対策、工事排水と掘削土の適切な処理、生物多様性の保存及び土地処分に伴う特定有害物質への対応に係る取組みを実施し、事務において温室効果ガス排出量の削減、省資源の推進及び廃棄物の削減、グリーン調達の推進、環境に関する研修の実施等に加え、地域の社会貢献活動として周辺地域の環境保全にも取り組んでいます。

さらに、地球環境への負荷低減に資する「グリーン性（注１）」と社会的課題の解決に資する「ソーシャル性（注２）」の双方の性格を有する「サステナビリティファイナンス」により資金を調達し、環境負荷の低減や地域の生活に必要な交通インフラを整備していくことにより、ＳＤＧｓ（注３）の達成に貢献しているところです。

これら環境配慮の取組みは、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成１６年法律第７７号）」第９条の規定に基づき、当該事業年度の終了後６月以内に環境報告書として取り纏め公表しています。

（注１）グリーン性：環境負荷の低減（ＣＯ２排出量が少ないなど環境負荷低減に資する鉄道の建設、船舶の海洋汚染防止など）

（注２）ソーシャル性：必要不可欠な交通インフラの整備（多くの人が利用できる鉄道の建設、離島航路の整備など）

（注３）ＳＤＧｓ「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」：

２０１５年９月の国連サミットで採択した「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載の、１７の目標と１６９のターゲットから構成された２０１６年から２０３０年までの国際的な目標。



詳細につきましては、今後公表される環境報告書もご参照下さい。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うため、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会において、令和元事業年度におけるリスク管理項目を整理の上、既に顕在化したリスク及び特に重要なリスクに係る取組計画を策定し、その実施状況等について内部統制委員会で報告しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和元年度業務実績等報告書の「課題と対応」に記載した業務における、業務運営上の課題についての対応策の状況についてご紹介いたします。

● 鉄道建設等業務

① 整備新幹線整備事業

- ・建設中の整備新幹線については、いずれも「工事実施段階」であることを踏まえ、今後も、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努め、安全な事業遂行に万全を期すとともに、路線ごとの各種課題に、関係者間で十分に連携しつつ、開業予定時期を踏まえ、適切な事業の実施に努めています。
- ・関係者間で定期的に検討会を開催し十分な情報共有を行い、関係者が一体となって課題の早期調整に努めるとともに、引き続きコスト削減・抑制の徹底を図っています。

② 都市鉄道利便増進事業

- ・神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）は「開業準備段階」であることから、開業に向け、様々な諸試験や検査を行い、各作業を行う部門ごとの連携を十分にし、完成・開業予定時期までに開業させました。
- ・神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）については、「工事実施段階」であることを踏まえ、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努め、安全な事業遂行に万全を期すとともに、各種課題に、関係者間で十分に連携しつつ、開業予定時期を踏まえ、適切な事業の実施に努めています。また、新たな第4期中期目標のもと、完成予定時期を踏まえ、工程の管理を徹底しつつ、適切な事業の実施に努めています。
- ・今後も、関係者間で定期的に検討会を開催し十分な情報共有を行うなど、関係者が一体となって課題の早期調整に努めるとともに、引き続きコスト削減・抑制の徹底を図っています。

③ 受託業務

- ・受託工事について、社会情勢等の変化に伴う建設コストの上昇や労働力不足等、工事の進捗に影響する不確定要素について、関係者間で十分な情報共有を行い、着実な事業の実施に努めています。

なお、鉄道助成業務等、船舶共有建造等業務、地域公共交通出資業務等、特例業務（国鉄清算業務）では、令和元年度業務実績等報告書の「課題と対応」に記載をしておりません。

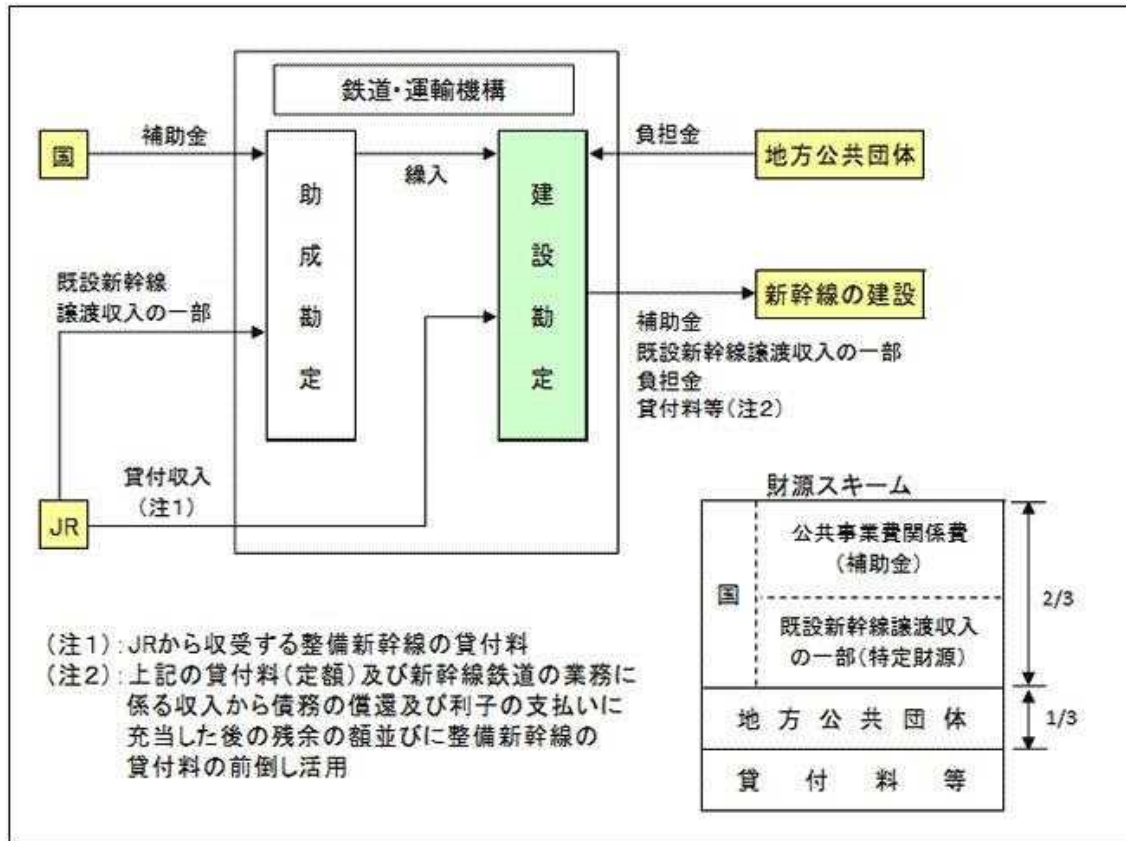
[詳細につきましては、令和元年度業務実績等報告書の「課題と対応」をご覧ください。](#)

9. 業績の適正な評価の前提情報

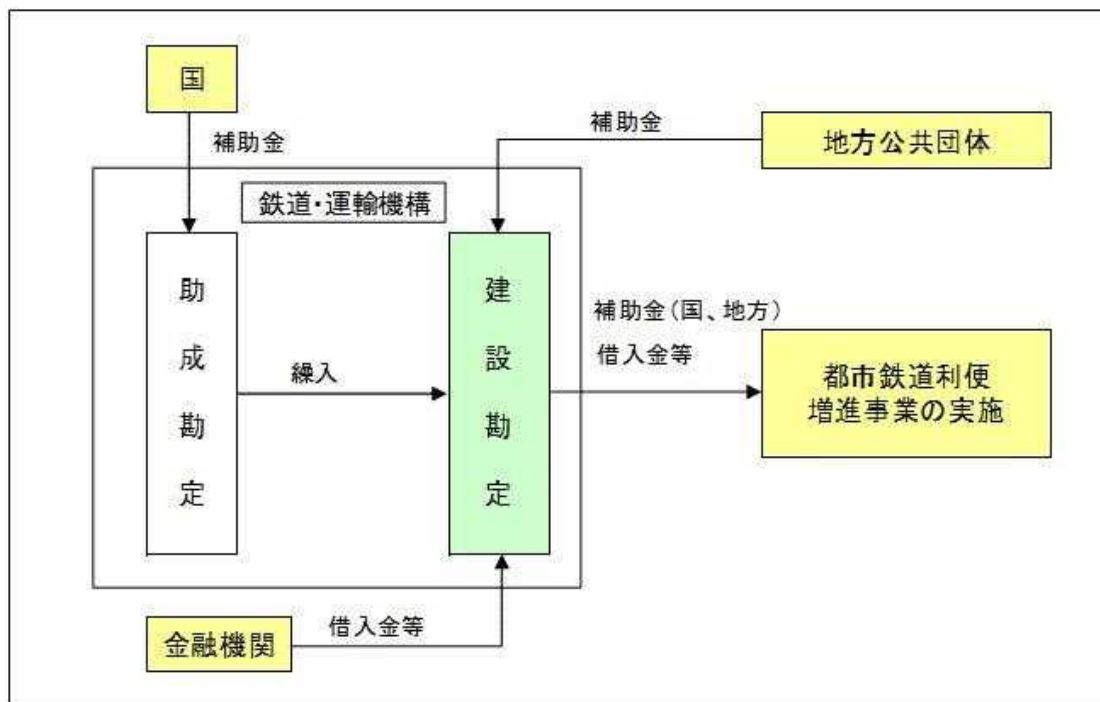
令和元事業年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

(1) 鉄道建設等業務

① 整備新幹線整備事業

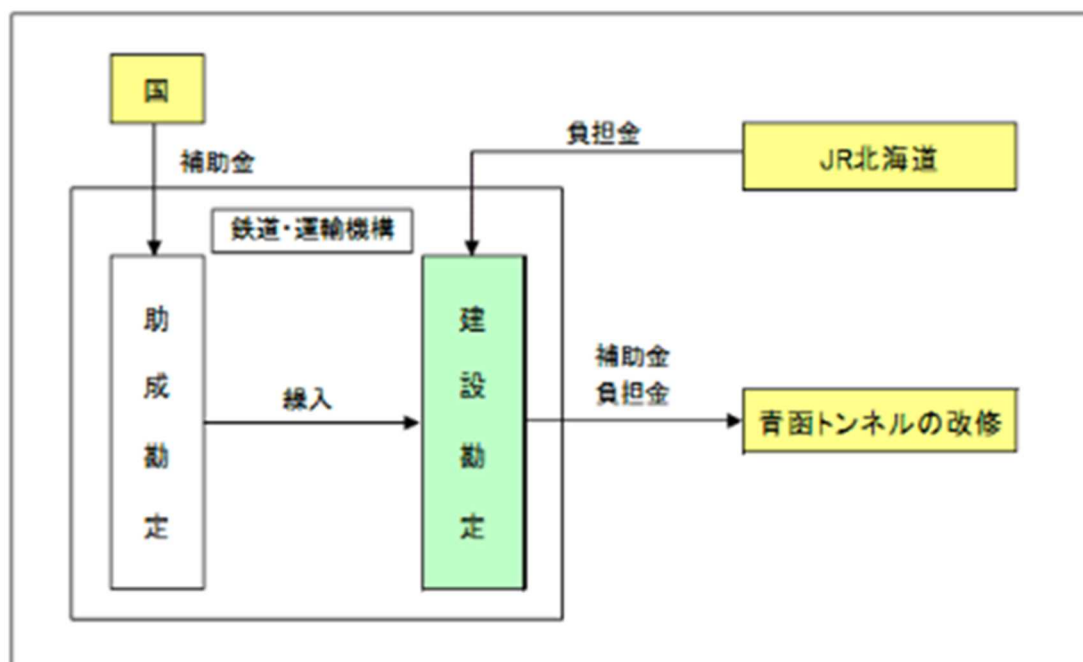


② 都市鉄道利便増進事業



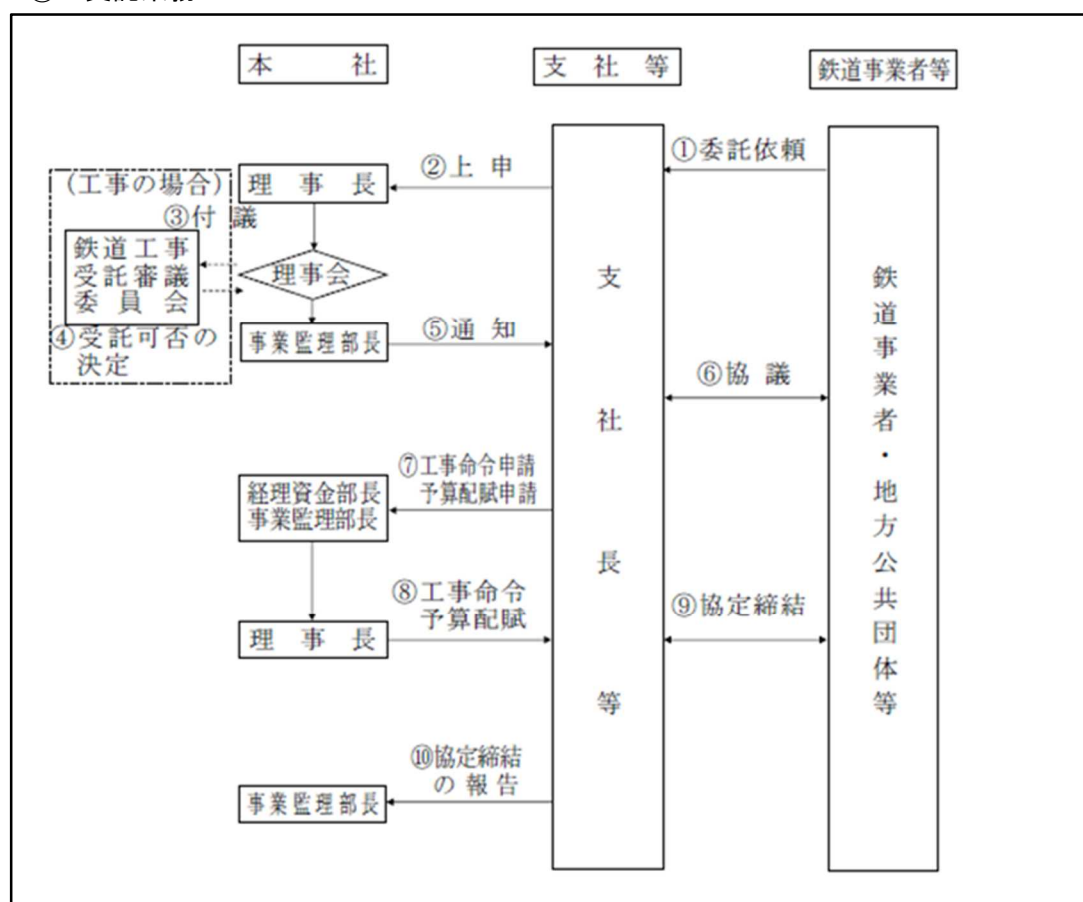
(注) 事業費総額の内訳は国(補助金) 1/3、機構(借入金等) 1/3、地方公共団体補助金 1/3

③ 貸付鉄道施設改修事業（青函トンネル施設改修事業）



(注)事業費総額の内訳は国(補助金) 2/3、JR 北海道負担金 1/3

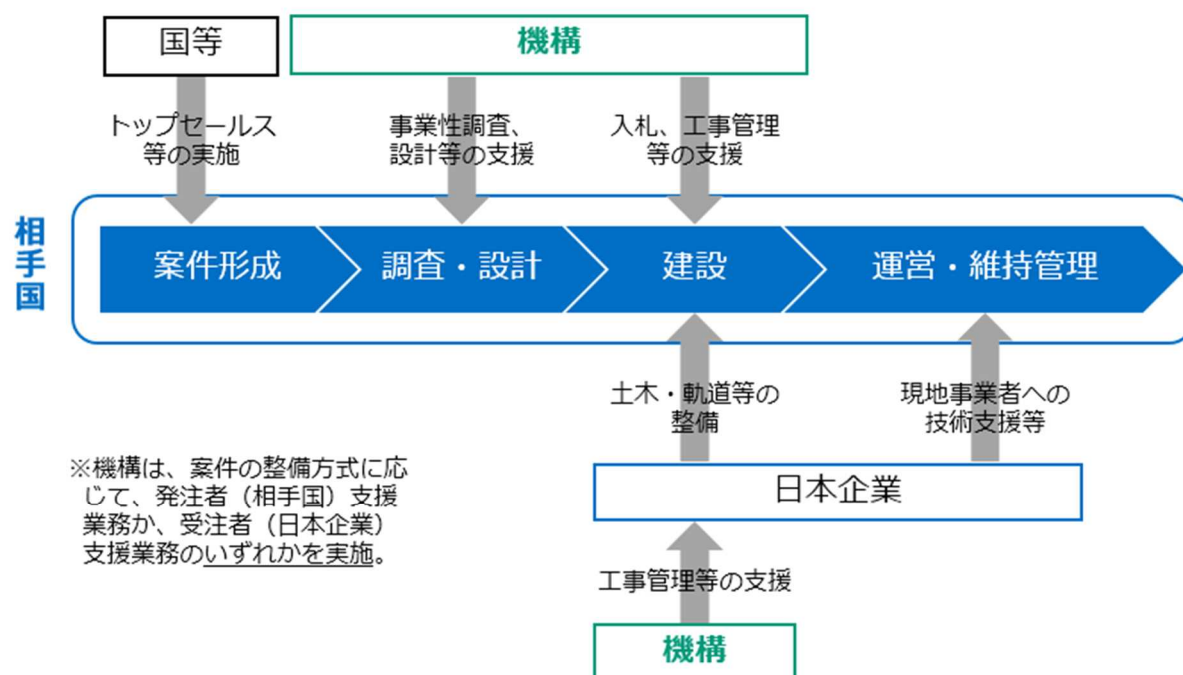
④ 受託業務



⑤ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

○海外高速鉄道調査等業務

- ・海外インフラ展開法第4条の規定に基づき、新幹線鉄道の技術が活用され、または活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行う。



○国際出資業務

- ・海外インフラ展開法第4条の規定に基づき、海外高速鉄道調査等業務を円滑に実施するため必要な場合に現地事業体等に対して出資を行う。

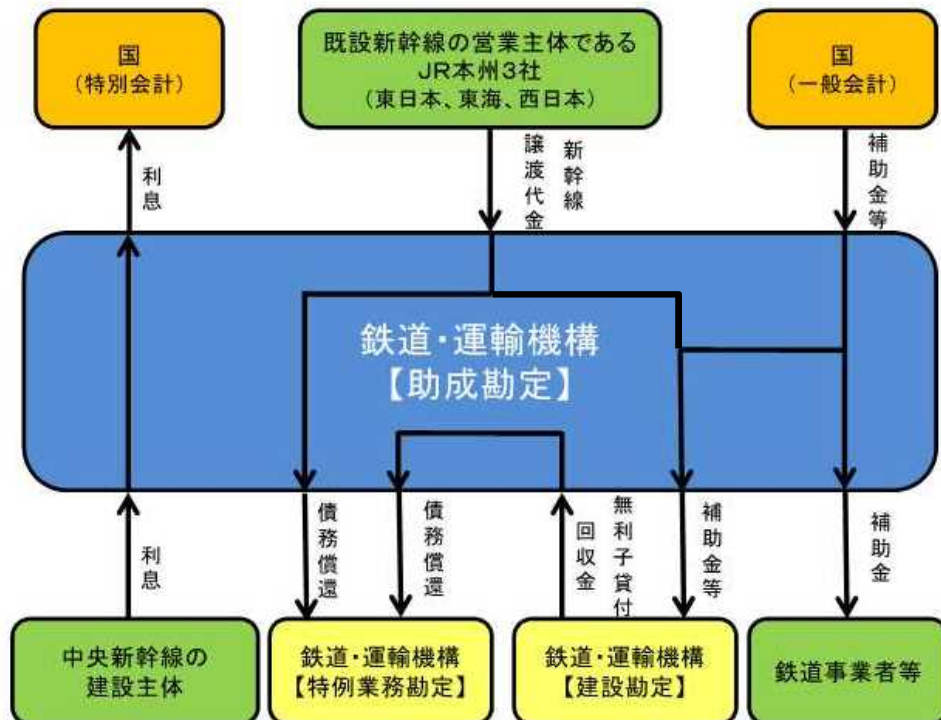
(2) 鉄道助成業務等

○鉄道助成業務

交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を行っています。

○中央新幹線建設資金貸付等業務

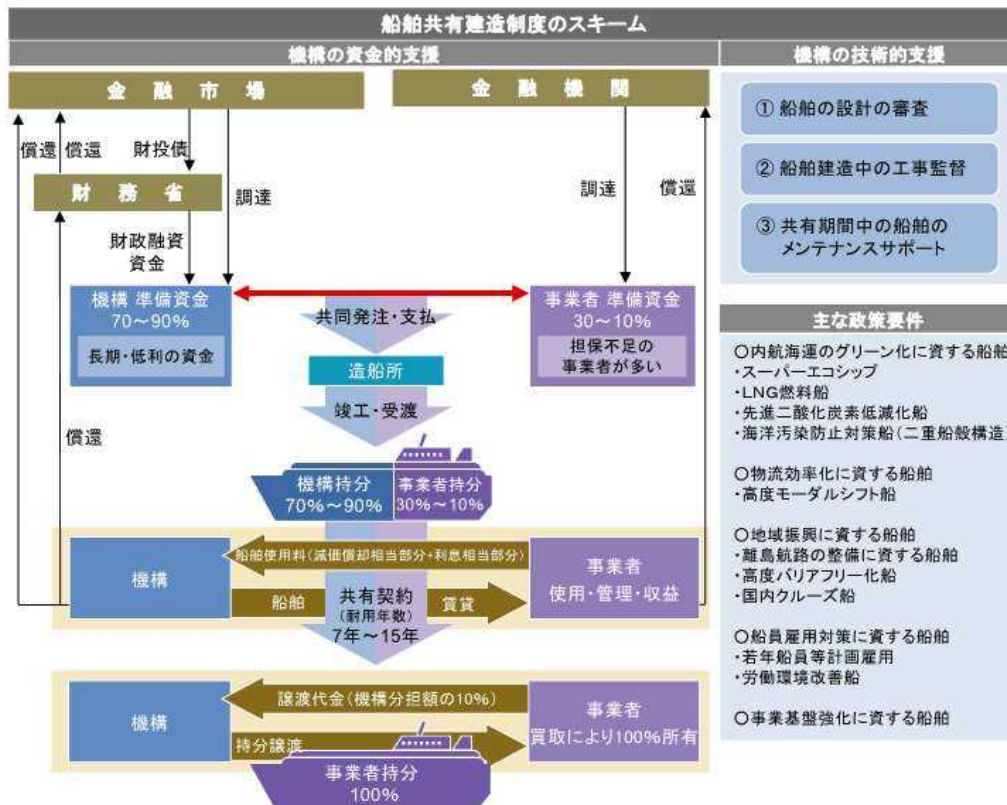
中央新幹線の建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けており、貸付けを行った事業について、建設主体の財務状況、事業の進捗状況等を把握しつつ、約定に沿った貸付利息の確実な回収を行っています。



(3) 船舶共有建造等業務

船舶は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、内航海運の安定的な輸送の確保及び生産性の向上、また離島航路の維持・改善等の観点から国内旅客船の着実な整備を推進するため、船舶共有建造業務により国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を推進しています。

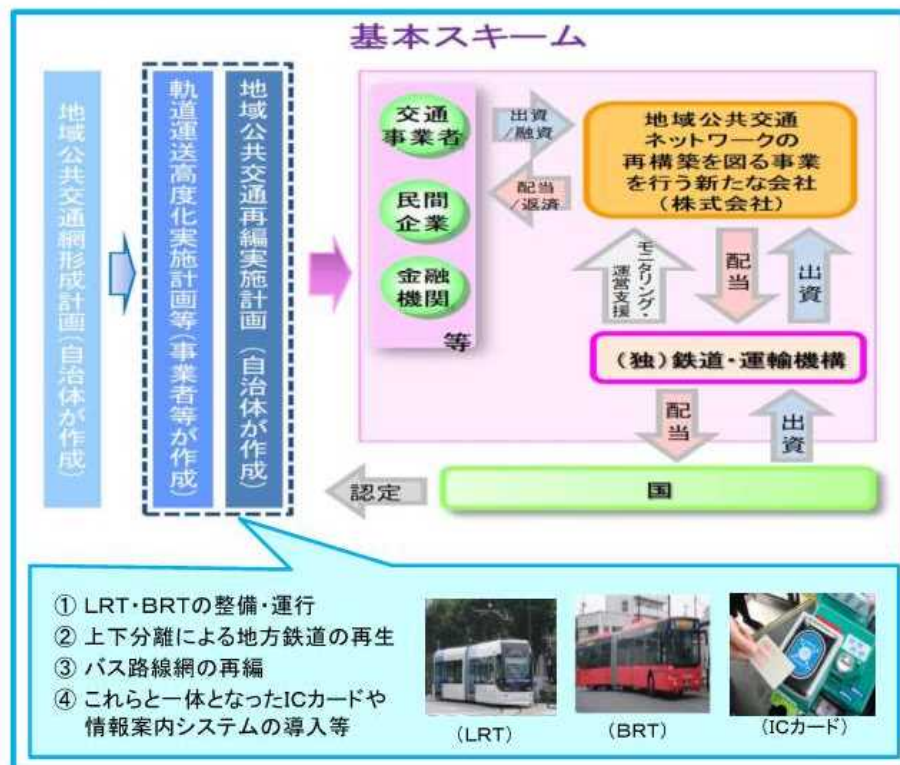
具体的には船舶建造に際して、機構と海運事業者が費用を分担して造船所に共同発注し、竣工後は機構が負担した建造資金について、共有期間を通じて事業者から船舶使用料として徴収します。共有期間満了時に機構分担額の10%を事業者が機構から買い取ることで、当該船舶の所有権が事業者に完全移転します。



(4) 地域公共交通出資業務等

○地域公共交通出資及び貸付け

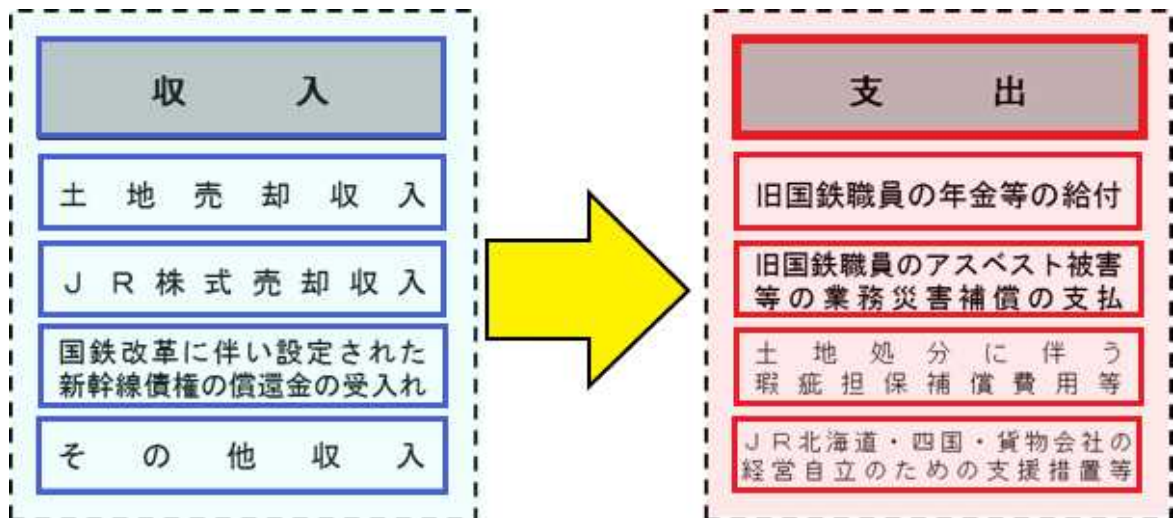
地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、国土交通大臣の認定を受けたサービスレベルの向上・路線再編等により持続的な地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対して出資等を行います。



(5) 特例業務（国鉄清算業務）

特例業務勘定は、旧国鉄清算事業団（旧国鉄）の地位を承継したものであり、主な業務は以下のとおりです。

- ① 旧国鉄職員等の年金、業務災害補償（アスベスト被害等）等の支払い
- ② 旧国鉄の地位の承継に伴う訴訟等への対応
- ③ J R株式の処分
- ④ 特例業務に係る土地等に関する管理等
- ⑤ 国鉄改革に伴い設定された新幹線債権の償還金の受入れ
- ⑥ 平成23年の改正債務等処理法に基づく鉄道関連施策の実施に加えて、平成28年度よりJ R北海道及びJ R四国に対する追加的支援措置を実施。令和元年度よりJ R北海道に対するさらなる支援措置を実施。
- ⑦ その他、旧国鉄に関わる業務



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和元事業年度の業務実績とその自己評価

令和元事業年度は、第4期中期目標の達成に向け、第4期中期計画及び平成31年度計画に沿って適切な業務運営を行って参りました。令和元事業年度の業務実績の自己評価は、次のとおりです。

[詳細につきましては、令和元年度業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和元事業年度業務実績に係る自己評価一覧表

項目	評価	行政コスト	平成 30 年度 評価
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
(1) 鉄道建設等業務	B	362,131 百万円	B
①-1 整備新幹線整備事業の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理	B		B
①-2 整備新幹線整備事業における適切な事業費の管理	C		B
②-1 都市鉄道利便増進事業等の完成・開業年度目標の達成に向けた適切な工程管理	B		B
②-2 都市鉄道利便増進事業における適切な事業費の管理	B		B
③ 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援			
(受託業務)	B		A
(鉄道分野の技術力を活用した支援)	B		B
④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み			
(品質の向上)	B		B
(技術開発の推進)	A		A
(開発成果の公表)	B		B
(部外への適切な理解の取組み)	A		A
(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み	B		B
(3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等	B		B
(4) 鉄道助成業務等	B	224,772 百万円	B
① 鉄道助成	B		B
② 中央新幹線建設資金貸付等業務	B		B
(5) 船舶共有建造等業務	A	24,609 百万円	B
① 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進	S		A
② 船舶建造等における技術支援	B		B
③ 船舶共有建造業務における財務内容の改善	B		B
(6) 地域公共交通出資業務等	B	91 百万円	B
① 地域公共交通出資及び貸付け	B		B
② 内航海運活性化融資	B		B

(7) 特例業務（国鉄清算業務）		B	50,726 百万円	B
①年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等				
(年金費用等の支払の法令に則った適正な執行)		B		B
(土地処分の実施)				B
(株式処分の検討)		B		B
②旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等		B		B
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
①組織の見直し		B		B
②調達等合理化の取組み		B		B
③人件費管理の適正化		B		B
④一般管理費の効率化		B		B
⑤事業費の効率化		B		B
⑥資産の有効活用		B		B
(2) 電子化の推進		B		B
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画				
(1) 予算、収支計画及び資金計画		B		B
(2) 財務運営の適正化		B		B
(3) 資金調達		S		A
4. 短期借入金の限度額		-		-
5. 不要財産の処分に関する計画		-		-
6. 重要な財産の譲渡に関する計画		-		-
7. 剰余金の使途		-		-
8. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項				
(1) 施設及び設備に関する計画		-		-
(2) 人事に関する計画		B		B
(3) 機構法第十八条第一項の規定により繰り越された積立金（同条第六項の規定により第一項の規定を準用する場合を含む。）の使途		-		-
(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項				
①内部統制の充実・強化		B		B
②広報・情報公開の推進		B		B
③情報セキュリティ対策の推進		B		B
④環境への配慮		B		B

（注1）ピンク色は一定の事業のまとまりを表しています。

（注2）評価区分

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

- A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

<令和元年事業年度における主な業務実績>

○技術開発の推進に係る学会等からの表彰

令和元年度の受賞一覧

機関名	受賞名	業績名等
(公社) 土木学会	土木学会技術賞 (Ⅰグループ)	駅前交差点直下における大規模アンダーピニング技術と 工程短縮に向けた取り組み -相鉄・東急直通線 新横浜駅地下鉄交差部土木工事-
(公社) 土木学会	土木学会技術賞 (Ⅱグループ)	神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線)の建設 -既存ストックの有効活用を目指した都市鉄道等利便増進 法の適用第1号事業-

令和元年度の主な受賞の概要

(公社) 土木学会 土木学会技術賞(Ⅰグループ)

駅前交差点直下における大規模アンダーピニング技術と工程短縮に向けた取り組み

-相鉄・東急直通線 新横浜駅地下鉄交差部土木工事-

相鉄・東急直通線は、神奈川県央部と東京都心部を直通させ、鉄道の利便性向上、地域の活性化等へ寄与することができる連絡線(延長約10km)を新設するものである。新設する新横浜駅は、横浜市営地下鉄新横浜駅の直下をアンダーピニングによって仮受けして新駅を開削工法にて構築する工事である。

新横浜駅前の幹線道路交差点、かつ大規模円形歩道橋直下という厳しい施工環境の下で周辺環境に影響を与えることなく、大規模アンダーピニングを実現したことは地域社会の発展に大きく貢献しており、それらの工期短縮に向けた一連の高度な技術の組み合わせによる施工の実現は、今後、都市部の土木工事発展に大きく寄与するものであることが評価され、受賞に至った。



相鉄・東急直通線 新横浜駅のアンダーピニング施工箇所

(公社) 土木学会 土木学会技術賞 (Ⅱグループ)

神奈川東部方面線 (相鉄・JR直通線) の建設

-既存ストックの有効活用を目指した都市鉄道等利便増進法の適用第1号事業-

相鉄・JR直通線は、神奈川県央部と東京都心部を直通させ、鉄道の利便性向上、地域の活性化等へ寄与することができる連絡線 (延長約 2.7 km) を新設するものである。本事業は、都市鉄道等利便増進法の「速達性向上事業」第1号案件であり、既存ストックを活用し、少ない投資によりミッシングリンクを解消することで、速達性向上、シームレス化及び混雑緩和を図るものである。

都市鉄道等利便増進法は、ミッシングリンクの解消など、短い区間の路線整備により、既存ストックを活用して圏域全体の鉄道ネットワーク機能の高度化を図り、少ない投資で交通利便性の大きな向上を得ることを目的に平成 17 年度に施行された。これにより効果的な新線建設事業に対しては、事業費を公的補助及び整備主体 (機構) の調達資金で賄い、営業主 (相模鉄道 (株) 等の鉄道会社) が新線による受益相当額を使用料として支払う「受益活用型上下分離」方式を都市鉄道整備に適用することが可能となった。

新規手法の適用による相鉄・JR直通線の成功は、他の同種の事例にも適用可能であり、交通政策上高く評価されるものであることから受賞に至った。



写真 1.1.4-1 連絡線の完成状況
(羽沢横浜国大駅から都心方面)



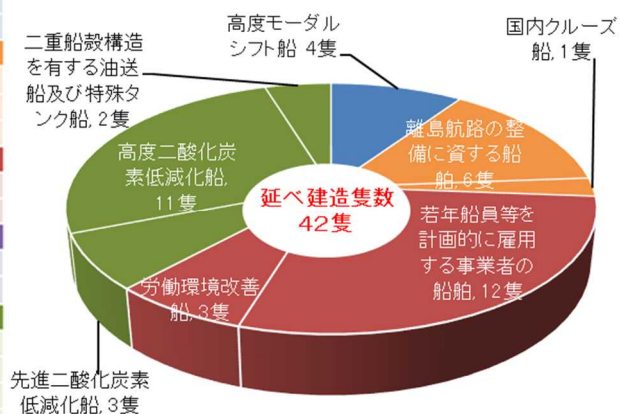
写真 1.1.4-2 西谷トンネル工事で使用した
シールドマシン

○船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進

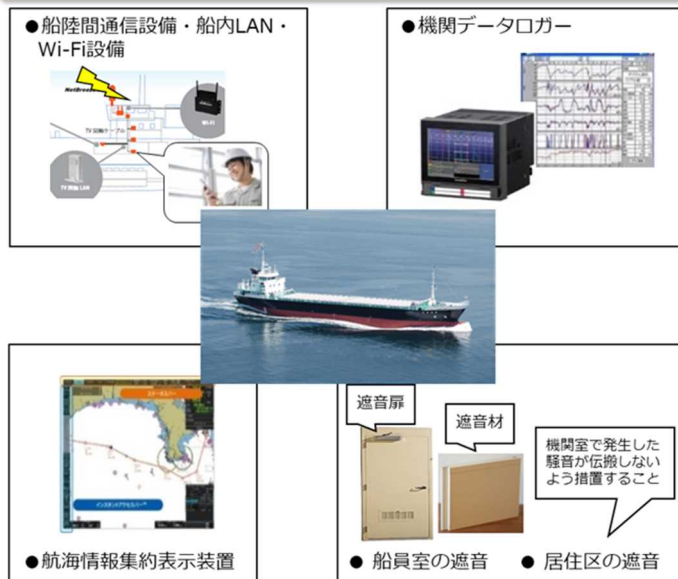
国内海運政策の実現に寄与するための取組を行うことにより、より高い政策効果を実現する船舶の延べ建造隻数は下記に掲げる 42 隻（計画 24 隻）となった。

○ 共有建造支援セミナー等における共有建造制度について、事業者の関心事項のきめ細かな説明の実施により、政策効果のより高い船舶の建造促進に対する取り組みを実施した。

物流効率化に資する船舶
内航フィーダーの充実に資する船舶
高度モーダルシフト船
地域振興に資する船舶
離島航路の整備に資する船舶
生活航路に就航する船舶（高度バリアフリー化）
国内クルーズ船
船員雇用対策に資する船舶
若年船員等を計画的に雇用する事業者の船舶
労働環境改善船
事業基盤強化に資する船舶
登録船舶管理事業者を利用する船舶
合併を行う事業者が建造する船舶
グリーン化に資する船舶
スーパーエコシップ
LNG燃料船
先進二酸化炭素低減化船
高度二酸化炭素低減化船
二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船



労働環境改善船の対象機器の例



国内クルーズ船



○資金調達

○サステナビリティファイナンスによる資金調達

- ・「サステナビリティファイナンス」とは、調達資金の用途が、①環境改善効果があること（グリーン性）及び②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有するもの。
- ・平成31年1月に第三者評価機関であるDNV GL社から「サステナビリティファイナンス」として適格性の評価を受けるとともに、環境改善効果については厳格な国際基準を設けるCBI（Climate Bonds Initiative 低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGO）からの認証^{（注）}を取得した。令和元年度はこのCBI認証付きのサステナビリティファイナンスを活用した資金調達を実施し、資金調達コストの低減を図った。

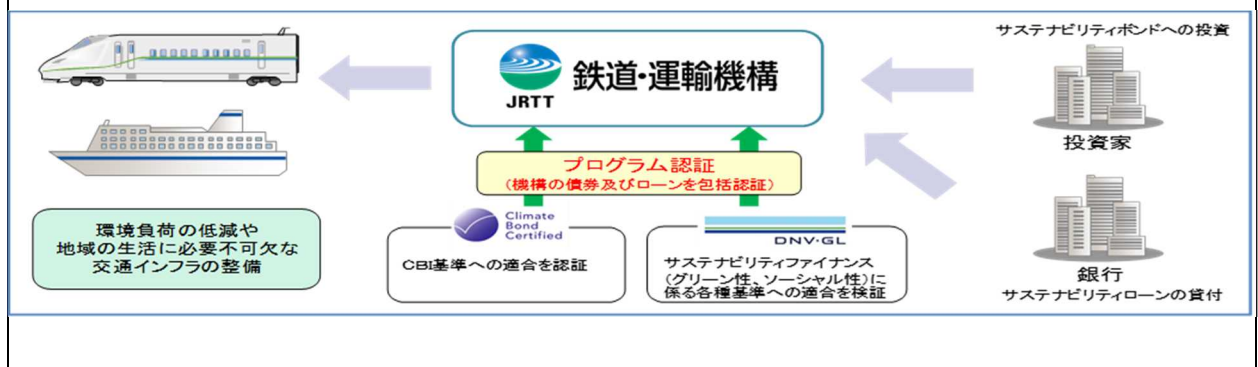
（注）当機構が取得した認証は、一度の認証で継続的な資金調達が可能となる「プログラム認証」であり、この方式での認証取得はアジア初である。

- ・令和元年度はサステナビリティボンドを年4回発行し、旺盛な投資家需要を集めることができた。

5年債（5.68倍）、10年債（5.59倍）、30年債（8.12倍）は過去の鉄道・運輸機構債としては過去最高倍率であった。

また、通常のIR活動の他に格付会社である㈱格付投資情報センターへの積極的な情報発信を行った（この結果、令和2年4月に機構の格付けはAAからAA+に一段階引き上げられた。機構の格付引き上げは15年ぶり）。

さらに、令和元年5月に発行したアジア初のCBIプログラム認証付きサステナビリティボンドは、日本のESG債市場の拡大に貢献したとしてキャピタル・アイが選出する「BEST DEALS OF 2019（財投機関債等部門）」を受賞した。



(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価	B	-	-	-	-
理由	項目別評価は業務の一部が A であるものの、全体評価を引き上げるまでは至ってなく、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、国土交通省等の評価基準に基づき B とした。				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1 . 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
補助金等	168,315	179,985	
債券・借入金	206,930	191,834	
業務収入	337,488	344,939	
その他収入	21,237	13,520	事業の進捗が計画を下回ったことに伴う減等
支出			
業務経費等	656,508	639,444	
借入金等償還	274,334	274,334	
支払利息	48,718	47,326	
一般管理費	6,766	5,305	経費の節減による減
人件費	17,362	15,126	欠員があったことによる減
業務外支出	13,710	8,179	消費税納付額が予定を下回ったことによる減

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

1 2. 財務情報

要約した法人単位財務諸表

科目に付した（＊）は、財務諸表の体系内の情報の流れを示しています。

（１）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,387,056	流動負債	382,542
現金及び預金（＊1）	849,504	１年以内返済予定長期借入金	152,833
割賦債権	2,042,506	その他	229,708
その他	495,046	固定負債	11,095,073
固定資産	10,226,213	資産見返負債	4,526,102
有形固定資産	6,425,706	鉄道建設・運輸施設整備支	1,346,100
無形固定資産	147,103	援機構債券	
投資その他の資産	3,653,404	長期借入金	4,317,576
長期貸付金	3,602,635	その他	905,295
その他	50,769	法令に基づく引当金等	161,429
		負債合計	11,639,043
		純資産の部（＊2）	
		資本金	115,170
		資本剰余金	613,123
		利益剰余金	1,245,933
		純資産合計	1,974,226
資産合計	13,613,269	負債純資産合計	13,613,269

（２）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	468,012
経常費用（＊3）	467,991
臨時損失（＊4）	21
その他行政コスト	914
行政コスト合計	468,925

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (*3)	467,991
建設業務費	351,439
海事業務費	23,206
地域公共交通等業務費	10
鉄道整備助成業務費	18,279
資産処分業務費	407
共済関係業務費	3,654
鉄道支援助成業務費	22,943
一般管理費	3,821
財務費用	43,948
雑損	282
経常収益	466,598
補助金等収益等	147,975
自己収入等	318,623
臨時損失 (*4)	21
臨時利益	260
前中期目標期間繰越積立金取崩額	29
当期総損失 (*5)	1,126

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	115,170	607,538	1,247,095	1,969,803
当期変動額	-	5,585	-1,162	4,423
固定資産の取得	-	6,468	-	6,468
当期総損失 (*5)	-	-	-1,126	-1,126
その他	-	-883	-36	-919
当期末残高 (*2)	115,170	613,123	1,245,933	1,974,226

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	-169,585
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,728
財務活動によるキャッシュ・フロー	-82,574
資金に係る換算差額	-
資金増加額（又は減少額）	-234,431
資金期首残高	954,735
資金期末残高(*6)	720,304

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(*6)	720,304
定期預金	129,200
現金及び預金(*1)	849,504

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和元事業年度末における資産は13,613,269百万円と前年度比57,186百万円減(0.4%減)となっています。これは、現金及び預金が前年度比285,231百万円減(25.1%減)、割賦債権が前年度比80,671百万円減(3.8%減)、貸付金が前年度比7,712百万円減(65.1%減)となった一方で、有形固定資産が前年度比262,724百万円増(4.3%増)、長期貸付金(1年以内回収予定長期貸付金を含む。)が前年度比15,816百万円増(0.4%増)となったことが主な要因であります。

令和元事業年度末における負債は11,639,043百万円と前年度比61,609百万円減(0.5%減)となっています。これは、長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む。)が前年度比80,900百万円減(1.8%減)、資産見返補助金等が前年度比75,977百万円減(2.4%減)、共済年金追加費用引当金が前年度比68,768百万円減(13.4%減)となった一方で、建設仮勘定見返補助金等が前年度比113,658百万円増(16.5%増)となったことが主な要因であります。

令和元事業年度末における純資産は、1,974,226百万円と前年度比4,423百万円増(0.2%増)となっています。これは、資本剰余金が前年度比5,585百万円増(0.9%増)、利益剰余金が前年度比1,162百万円減(0.1%減)となったことが主な要因であります。

②行政コスト計算書

令和元事業年度の行政コストは468,925百万円となっています。内訳は、損益計算書上の費用が468,012百万円、その他行政コストが914百万円であります。

③損益計算書

令和元事業年度の経常費用は467,991百万円と前年度比45,635百万円減(8.9%減)となっています。これは、処分用土地売却原価が前年度比37,618百万円減(99.9%減)、受託業務費が前年度比12,764百万円減(95.1%減)となったことが主な要因であります。

令和元事業年度の経常収益は466,598百万円と前年度比130,831百万円減(21.9%減)となっています。これは、処分用土地売却収入が前年度比84,786百万円減(100.0%減)、鉄道施設譲渡収入が前年度比20,492百万円減(13.2%減)、受託業務収入が前年度比12,764百万円減(95.1%減)となったことが主な要因であります。

上記経常費用及び経常収益の状況から令和元事業年度の経常損失は1,393百万円(前年度経常利益83,804百万円)となっています。さらに臨時損失として会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入11百万円等、臨時利益として固定資産売却益240百万円等、前中期目標期間繰越積立金取崩額29百万円を計上した結果、令和元事業年度の当期総損失は1,126百万円(前年度当期総利益83,928百万円)となっています。

④純資産変動計算書

令和元事業年度末における純資産は、①のとおりです。

⑤キャッシュ・フロー計算書

令和元事業年度の業務活動で使用了たキャッシュ・フローは 169,585 百万円と前年度比 105,429 百万円増(164.3%増)となっています。これは、処分用資産売却収入が前年度比 67,729 百万円減(100.0%減)、貸付による支出が前年度比 32,302 百万円減(54.6%減)、共済年金追加費用の支払による支出が前年度比 13,822 百万円減(16.5%減)となった一方で、原材料、商品又はサービスの購入による支出が前年度比 80,380 百万円増(19.8%増)となったことが主な要因であります。

令和元事業年度の投資活動で得たキャッシュ・フローは 17,728 百万円(前年度は 126,324 百万円の支出)となっています。これは、定期預金の払戻による収入が前年度比 112,300 百万円増(57.6%増)、有価証券の償還による収入が前年度比 53,600 百万円増(10.7%増)となった一方で、有価証券の取得による支出が前年度比 44,000 百万円増(8.5%増)、定期預金の預入による支出が前年度比 15,600 百万円減(5.7%減)となったことが主な要因であります。

令和元事業年度の財務活動で使用了たキャッシュ・フローは 82,574 百万円と前年度比 4,937 百万円増(6.4%増)となっています。これは、債券の償還による支出が前年度比 29,500 百万円減(21.5%減)、債券の発行による収入が前年度比 28,100 百万円減(19.8%減)、長期借入れによる収入が前年度比 15,560 百万円減(17.4%減)となったことが主な要因であります。

(2) 財政状態及び運営状況について

機構は、概ね中期計画における所期の目標を達成し、業務運営は順調に進捗しており、財政状況については大きな問題はありません。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた内部統制システムの整備に関する事項を確実に実施するため、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会において、令和元事業年度における内部統制に係る取組計画を策定の上、以下の内部統制の取組みを実施するとともに、当該取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図っています。

また、本社及び各地方機関の内部統制推進会議を通じて、機構全体で内部統制の取組みに係る情報共有を図っています。

（１）統制環境の継続的な整備・運用

理事会をはじめ、理事長と各理事等が各部門における重要課題について議論する「理事長打ち合わせ」、理事長等と監事による懇談会を開催することにより、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備・運用を継続して実施しています。

また、役員等が訓示や挨拶等を行う際には、基本理念・行動指針の内容を積極的に引用するとともに、新規に採用された役職員へは基本理念・行動指針を印刷したカードを配布するなど、役職員に対して基本理念・行動指針の浸透を図っています。

（２）コンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進については、内部統制委員会において、令和元事業年度におけるコンプライアンスの推進に係る取組計画を策定し、当該取組計画をフォローアップすることにより、コンプライアンス推進の充実・強化を図っています。

（３）リスク管理に係る取組みの推進

リスク管理については、内部統制委員会において、令和元事業年度におけるリスク管理項目を整理の上、既に顕在化したリスク及び特に重要なリスクに係るリスク管理の実施状況等について同委員会で報告を行っております。

また、職員のリスク感覚の強化を図るため、職員研修において、各階層に応じたリスク管理に関する内容をカリキュラムに加えて実施しています。

（４）統制活動の継続

理事長をはじめとした幹部と地方機関の長等が、機構の業務運営における重要な課題等について意見交換するための支社長会議等を開催するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる環境の醸成を目的とした理事長と職員との意見交換会等を実施しています。

また、内部統制の推進に必要な知識の習得を目的として、職員研修において、各階層に応じた内部統制・コンプライアンスに関する講義・演習等カリキュラムに加えて実施しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

沿革

年 月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
		日本鉄道建設公団	運輸施設整備事業団
昭和34年 6月	解散した日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の業務を承継し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設立	日本鉄道建設公団設立	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月			国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月			特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和41年12月			特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和53年12月		日本国有鉄道清算事業団設立	新幹線鉄道保有機構設立
昭和62年 4月			特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成元年 7月			新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成 3年10月			鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立
平成 9年10月		解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継	解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、運輸施設整備事業団が承継
平成10年10月			
平成13年 3月			
平成15年10月			

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）

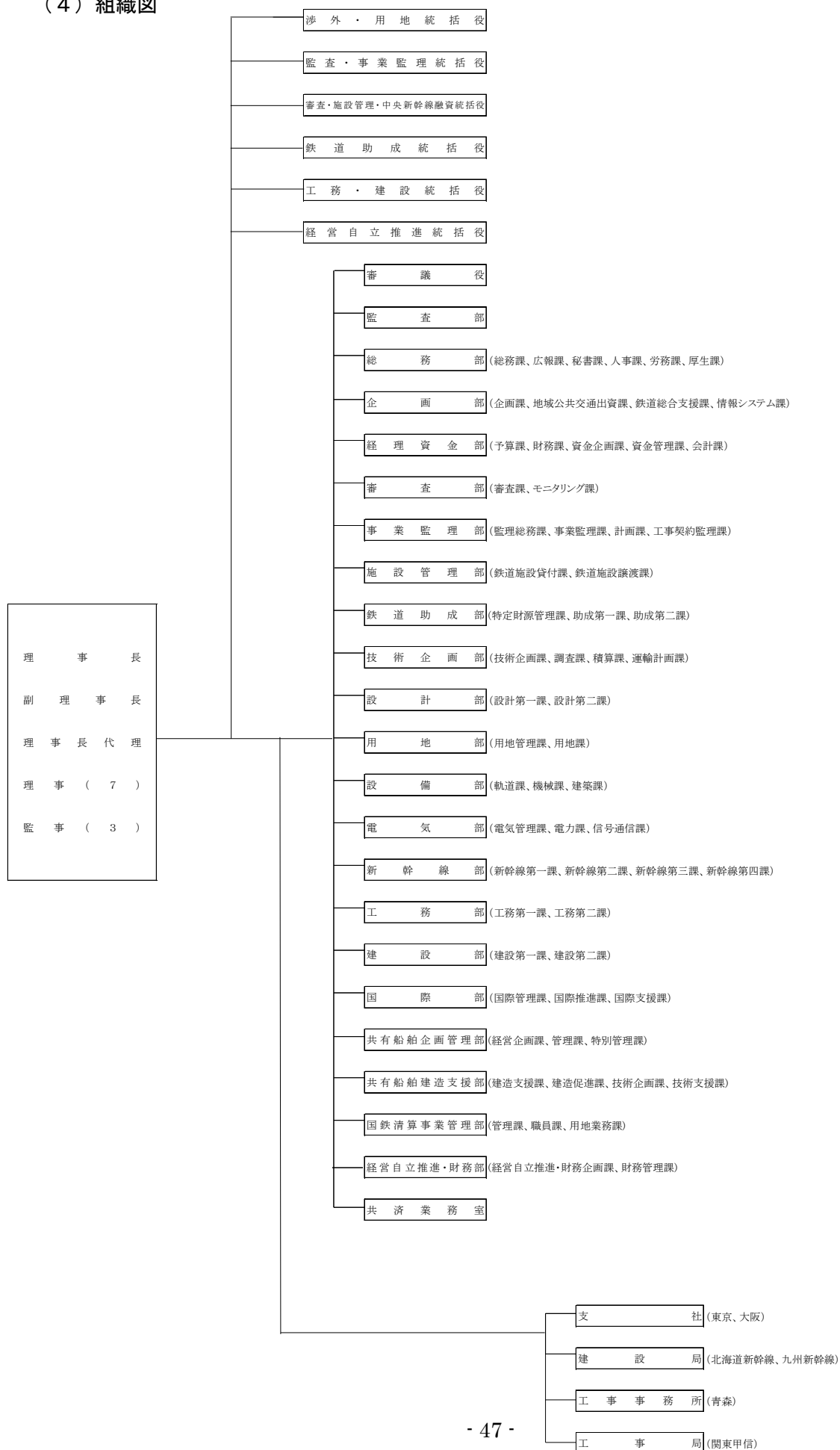
(3) 主務大臣

国土交通大臣

所管課

- ・ 国土交通省 鉄道局 鉄道事業課
- ・ 国土交通省 海事局 総務課
- ・ 国土交通省 海事局 内航課
- ・ 国土交通省 総合政策局 地域交通課

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

(令和2年3月31日現在)

機 関	住 所 及 び 電 話
本 社	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-1(横浜アイランドタワー) 総務部総務課 045-222-9100
東京支社	〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4-1(芝パークビルB館) 総務部総務課 03-5403-8780
大阪支社	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5-36(新大阪トラストタワー) 総務部総務課 06-6394-6020
北海道新幹線建設局	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1(マルイト札幌ビル) 総務課 011-231-3456
九州新幹線建設局	〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2-1(シティ17ビル) 総務課 092-283-9602
青森工事事務所	〒030-0801 青森県青森市新町2丁目2-4(青森新町2丁目ビルディング) 総務課 017-752-8120
関東甲信工事局	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目5-11(金子第1ビル) 総務課 045-475-5500

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

機構においては、主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に関する事項は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資産	9,919,749	12,164,907	13,753,303	13,670,455	13,613,269
負債	8,454,642	10,377,169	11,939,619	11,700,652	11,639,043
純資産	1,465,107	1,787,738	1,813,684	1,969,803	1,974,226
行政コスト	-	-	-	-	468,925
経常費用	769,752	808,986	461,798	513,626	467,991
経常収益	744,156	1,129,547	461,976	597,429	466,598
当期総利益 (-当期総損失)	41,034	376,888	42,309	83,928	-1,126

(注) 行政コストは、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度より表示しております。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

予算

（単位：百万円）

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	245	業務経費	652,096
国庫補助金等	164,125	受託経費	23,893
政府出資金	3,400	借入金等償還	268,027
借入金等	203,852	支払利息	47,261
業務収入	329,213	一般管理費	6,719
受託収入	25,966	人件費	16,917
業務外収入	2,919	業務外支出	15,141
計	729,720	計	1,030,056

収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	479,394
経常費用	433,769
鉄道建設業務費	338,093
海事業務費	24,359
地域公共交通等業務費	3
鉄道助成業務費	19,071
特例業務費	46,691
受託経費	1,355
一般管理費	4,018
減価償却費	178
財務費用	44,837
雑損	788
収益の部	458,709
運営費交付金収益	230
鉄道建設業務収入	184,692
海事業務収入	26,542
地域公共交通等業務収入	13
鉄道助成業務収入	82,114
補助金等収益	9,441
受託収入	1,355
賞与引当金見返に係る収益	15
退職給付引当金見返に係る収益	0
前払年金費用見返に係る収益	1
資産見返負債戻入	152,738
財務収益	6
雑益	1,561
純利益	-20,685
目的積立金取崩額	23
総利益	-20,662

資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	1,446,599
業務活動による支出	753,277
投資活動による支出	40,522
財務活動による支出	268,027
翌年度への繰越金	384,773
資金収入	1,446,599
業務活動による収入	519,957
運営費交付金による収入	245
補助金等による収入	103,579
受託収入	25,966
その他の収入	390,167
投資活動による収入	2,672
財務活動による収入	207,252
前年度よりの繰越金	716,717

(注) 令和2年5月14日現在の予算、収支計画及び資金計画を記載しております。

[詳細につきましては、令和2年度計画をご覧ください。](#)

1 6. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金	:	現金及び預金
割賦債権	:	割賦契約に基づき鉄道会社との間に発生した鉄道施設の譲渡取引により生じた未収金額
その他（流動資産）	:	上記以外の流動資産で、有価証券、未収金等が該当
有形固定資産	:	建物、構築物、機械装置、土地など機構が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	:	借地権、施設利用権など具体的な形態を持たない無形の固定資産
投資その他の資産	:	長期未収金、退職給付引当金見返等が該当
長期貸付金	:	東海旅客鉄道株式会社への長期貸付金並びに北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する無利子貸付金
その他（投資その他の資産）	:	上記以外の投資その他の資産で、他勘定長期貸付金、前払年金費用等が該当
1年以内返済予定長期借入金	:	1年以内に返済される長期借入金
その他（流動負債）	:	上記以外の流動負債で、1年以内返済予定鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、未払金等が該当
資産見返負債	:	国等から交付された補助金等を財源にして取得した資産（資本剰余金に計上するものを除く。）に対応する債務残高
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	:	事業資金の調達のため発行した1年を超えて償還される債券
長期借入金	:	事業資金の調達のため借入れた1年を超えて返済される長期借入金
その他（固定負債）	:	上記以外の固定負債で、債務引継見返勘定、長期前受金等が該当
法令に基づく引当金等	:	省令に基づき、鉄道施設に係る貸付料のうち元金相当額が当該鉄道施設の減価償却額を上回った場合に計上される譲渡調整引当金
資本金	:	国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	:	国等から交付された補助金等を財源にして取得した資産で機構の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	:	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、機構の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	:	機構のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するものの

③損益計算書

建設業務費	:	鉄道建設業務に要した費用
海事業務費	:	共有建造業務に要した費用
地域公共交通等業務費	:	地域公共交通出資等業務及び内航海運活性化融資業務に要した費用
鉄道整備助成業務費	:	鉄道建設等のための助成等に要した費用
資産処分業務費	:	資産処分に要する費用
共済関係業務費	:	業務災害補償費等の支払に要する費用
鉄道支援助成業務費	:	北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の設備投資等への助成金等
一般管理費	:	給与、賞与、法定福利費等、機構の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払、債券の発行に要する経費
雑損	:	上記以外の経常費用
補助金等収益等	:	国及び地方公共団体からの補助金等並びに国からの運営費交付金のうち、当期に収益として認識した収益
自己収入等	:	鉄道施設譲渡収入、鉄道施設賃貸収入、貨物船使用料収入、旅客船使用料収入、貸付金利息収入、融資業務収入、処分用資産売却収入、財務収益、共済年金追加費用引当金戻入益等の収益
臨時損益	:	固定資産除却損、固定資産売却損、固定資産売却益が該当
前中期目標期間繰越積立金取崩額	:	自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等

④純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	:	機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	:	増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当
資金に係る換算差額	:	外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連するその他公表資料等として、以下の公表資料等を作成しています。

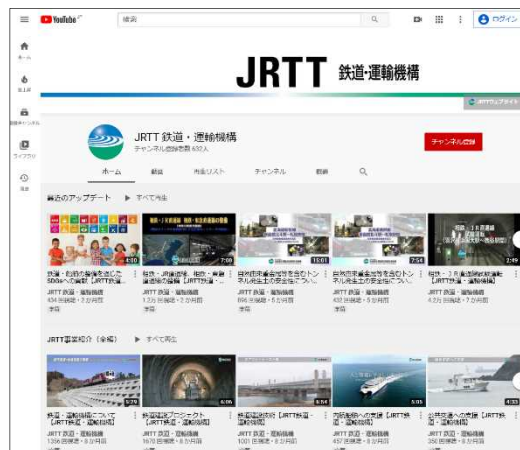
◆ウェブサイト

<https://www.jrzt.go.jp>

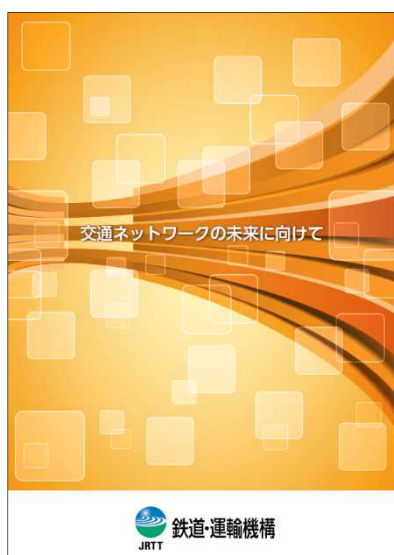


◆YouTube 公式アカウント

https://www.youtube.com/c/jrzt_official



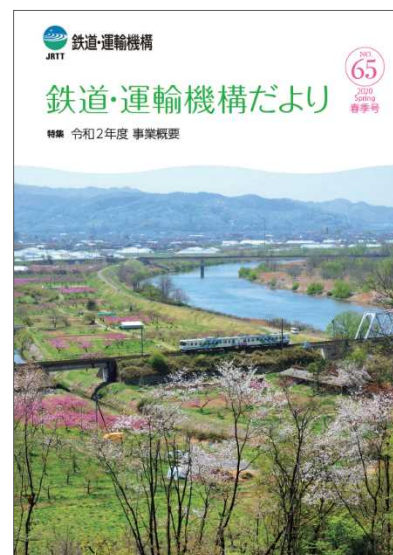
◆総合パンフレット



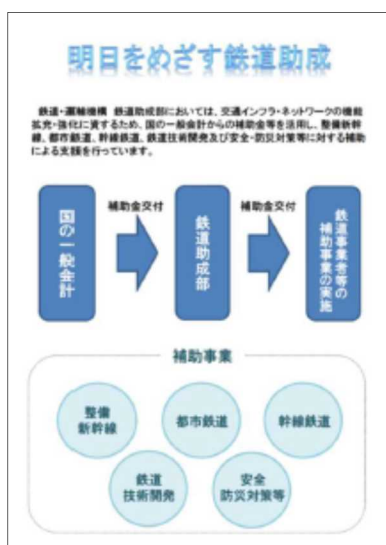
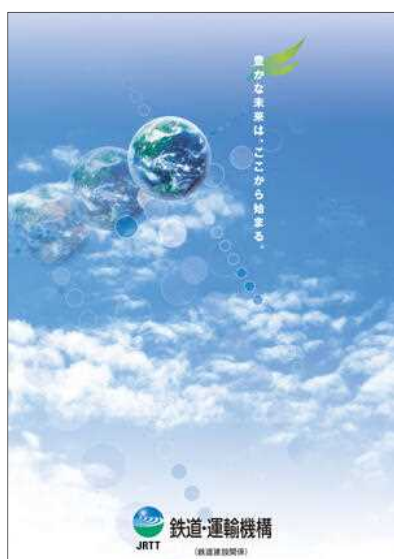
◆環境報告書



◆広報誌



◆各事業パンフレット





独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency